

様式第8（第22条関係）

令和元年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

甲企第140号  
令和2年6月15日

九州経済産業局長 殿

住所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

氏名 甲佐町長 奥名 克美 印

令和元年9月24日付け20190531九州第54号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について電源立地地域対策交付金交付規則第22条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- （注）（1）別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。  
（2）用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（令和元年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、 維持補修又は維持運営等 措置	小鹿・入江地区水道施設整備事業	甲佐町	28,750,260	20,000,000	

（備考）事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表（令和元年度）

番号	措置名	交付金事業の名称			
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持 運営等措置	小鹿・入江地区水道施設整備事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		甲佐町			
交付金事業実施場所		甲佐町大字小鹿地内			
交付金事業の概要		<p>小鹿・入江地区の小規模水道施設については、表流水を取水しているが、大雨時には濁り水が発生し、飲用できない状況になっている。また急速濾過機の耐用年数が到来し、更新に多大な費用がかかることから上水道の給水区域の拡張により新たに上水道施設を整備する。</p> <p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水管布設      φ40   L = 1109m</li> <li>・送水管布設      φ50   L =      3m</li> <li>・配水管布設      φ50   L = 460.9m</li> <li>・越流排水管布設   φ50   L =      15m</li> </ul>			
交付金事業に関係する 都道府県又は市町村の 主要政策・施策とその 目標		<p>第6次甲佐町総合計画（後期H28年度～H32年度） 基本方針 宮内地区小規模については、施設の統合・整備を図り、清浄な水の安定供給を図ります。</p> <p>目標 宮内小規模水道施設10箇所のうち5箇所</p>			
事業開始年度		平成28年度	事業終了（予定）年度		令和2年度

事業期間の設定理由	第6次甲佐町総合計画						
交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和3年度	
	水道施設整備	整備数	成果実績	箇所			
			目標値	箇所	5		
			達成度	%	0.0%		
	評価年度の設定理由						
	毎年度のPDCAサイクルによる事業改善を図るため、事業実施翌年度早期に評価を実施						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
	無						
交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	施工延長	L = 1,587.9	活動実績	m	1587.9		
			活動見込	m	1587.9		
			達成度	%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!
交付金事業の総事業費等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考			
	総事業費	28,750,260					
	交付金充当額	20,000,000					
	うち文部科学省分						
	うち経済産業省分	20,000,000					
交付金事業の契約の概要							
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額	
施設整備		指名競争入札		(資)大滝商店		28,750,260	
交付金事業の担当課室			環境衛生課				
交付金事業の評価課室			環境衛生課				

- 
- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
- なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
- なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合には、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を实

施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。